

治水及び流水の正常な機能の維持対策案に対する意見聴取について

対策案(治水、流水の正常な機能の維持)の意見聴取

■「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、以下の関係河川使用者(対策案に係る施設の管理者や関係者)や関係地方公共団体として以下の機関を抽出しました。

※関係河川使用者への意見聴取を踏まえ追加することがある

【治水対策案・流水の正常な機能の維持対策案意見聴取先一覧】

都道府県	市町
岐阜県	
	恵那市

都道府県	市町
愛知県	
	名古屋市

団体名
農林水産省東海農政局
独立行政法人水資源機構
中部電力株式会社
関西電力株式会社

都道府県	市町
三重県	

都道府県	市町
長野県	

対策案(治水及び流水の正常な機能の維持)に対する意見聴取

(案)

(別添1)

新丸山ダム建設事業の検証に係る検討における
治水・流水の正常な機能の維持対策案
に対する意見聴取について

国土交通省中部地方整備局では、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、新丸山ダム事業の検証に係る検討を進めています。

このため、中部地方整備局では、「新丸山ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」を開催し、新丸山ダムが目的としている治水及び流水の正常な機能の維持について、複数の対策案を立案しご説明しました。これらに対して、本検討の場の構成員並びに一般の皆様から頂いたご意見を参考に、概略評価により対策案を抽出しました。

抽出した対策案について、関係河川使用者(治水・流水の正常な機能の維持対策案に関係する施設の管理者や関係者)、施設の整備等により影響が想定される対策案の施設が所在する関係自治体に提示、意見聴取を行いますので、貴職に関係する対策案についてご意見を求めます。

今後は、上記実施要領細目に基づき、ご意見を踏まえて評価軸毎の評価、目的別の総合評価を検討することになります。

なお、本対策案については、対策案に係わる関係河川使用者、関係自治体、土地所有者等の関係者の方々との事前協議や調整は行わず、検討主体である中部地方整備局が独自に概略検討したものであります。何卒、ご理解いただきますようお願いいたします。

【ご意見を頂く対策案】

1. 治水対策案

治水対策案1及び12における「ダムの有効活用」

①対策案1:ダムの有効活用(丸山ダム:発電容量買い上げ+利水ダム:かさ上げ及び発電容量買い上げ)

②対策案12:ダムの有効活用(丸山ダム:発電容量買い上げ)+河道の掘削
+河道内の樹木の伐採

2. 流水の正常な機能の維持対策案

①新丸山ダム(変更計画(案))

②対策案2:ダム再開発(かさ上げ)

③対策案3:他用途ダム容量の買い上げ

④対策案8:既得水利の合理化・転用

⑤対策案9:ダム使用権等の振替+ダム再開発(かさ上げ)

⑥対策案10:既設丸山ダムに予備放流方式を採用

3. 留意していただく点

頂いたご意見及び貴職の名称等は公表させて頂く予定です。予めご承知おき下さい。

4. ご回答期限

平成〇年〇月〇日(〇)までとさせていただきます。

※期限等が厳しい場合は、問い合わせ先までご連絡下さい。

5. 問い合わせ先及び提出先

住所:〒460-8514 名古屋市中区三の丸二丁目5番1号 名古屋合同庁舎2号館

国土交通省 中部地方整備局 河川部 河川計画課 (担当:〇〇・〇〇)

TEL(代) 052-953-8148 FAX 052-953-8351

(別添2:意見提出様式)

(案)

新丸山ダム建設事業の治水・流水の正常な機能の維持対策案
に対するご意見

①団体名	
②担当者名	
③連絡先(T E L)	
④ご意見	

発電参画者に対する意見聴取

- 新丸山ダム以外の流水の正常な機能の維持対策案を実施する場合には、発電を目的として新丸山ダムに参画している者(以降「発電参画者」という。)の目的が達成できなくなることから、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」における新規利水等の観点からの検討を参考として、発電参画者である関西電力株式会社に意見を聴く。